

稚内市立稚内中学校「いじめ防止基本方針」

令和7年4月1日改定

I はじめに

1 「いじめ」についての基本的な考え方

- (1) いじめは、どの生徒にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題の克服のためには、全ての生徒を対象としたいじめ未然防止の観点を重視し、全ての生徒をいじめに向わせることなく、心の通う人間関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、学校・保護者・関係者が一体となって継続的な取組を進めていく。
- (2) 学校の教育活動全体を通じ、すべての生徒に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促し、生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養っていく。
- (3) いじめの背景にあるストレスなどの要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる生きる力を育む観点を重視するとともに、全ての生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりを進めていく。

2 いじめの定義

- (1) いじめとは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う、心理的・物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

3 学校いじめ防止基本方針策定の趣旨及び目的

- (1) いじめは、全ての生徒に関係する問題であることから、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめの未然防止と豊かな心の育成をめざして、「稚内中学校いじめ防止基本方針」を定める。
- (2) また、本方針により生徒が、いじめは、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを十分に理解し、いじめを許さない心情を育んでいく。
- (3) 加えて、保護者や地域住民、その他の関係者との連携のもと、いじめ問題を克服することをめざす。

II いじめ防止等のための取組

1 未然防止

「いじめについての基本的な考え」に基づき、下記の取組を通じて未然防止を図る。

- (1) 仲間との強い絆を育む安心感と居場所のある学級づくり
- (2) よく分かり、意欲を高める授業づくり
- (3) 互いのよさや違いを認め合い、友情を育む道徳の時間・道徳教育の展開
- (4) 総合的な学習の時間を活用したふるさとに学ぶ体験活動やボランティア活動の推進
- (5) いじめ問題など子ども達が主体となって考え合う生徒会活動の推進
- (6) 感動と喜びのある学校行事の創造
- (7) 縦割り活動をもとにした全校集団づくりの展開
- (8) 情報モラル教育、携帯・スマホ教室の開催
- (9) P T A研修活動や保護者懇談会、各種通信による啓発活動

2 早期発見

いじめは、大人の目の付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりしていることから、生徒の些細な変化を見逃さず丁寧な観察を行うことが必要であり、学校全体で進めていく必要がある。したがって、下記の方策をもって、早期発見に努める。

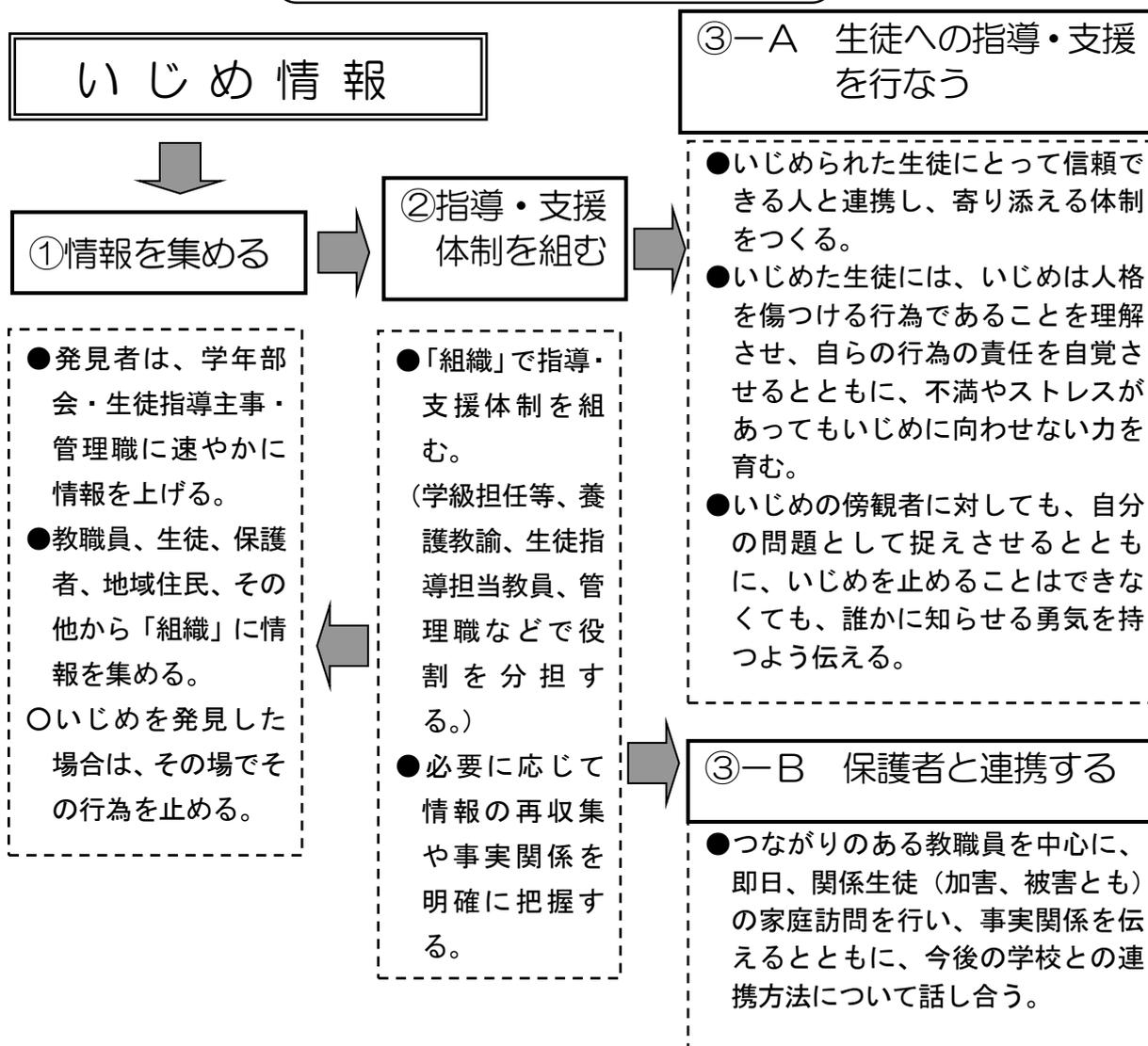
- (1) 丁寧な生徒観察を行い、全教職員での情報交換の場を意図的に設ける。
- (2) 定期的な「いじめアンケート」を実施する。
- (3) 担任との信頼関係を築き、定期的および必要に応じて「教育相談」を実施する。
- (4) 保健室と密接な連携を図り、連絡体制を確立する。
- (5) 「連絡ノート」などを活用し、保護者との情報交換に努める。
- (6) 通報、相談窓口を明示し、相談体制の整備を図る。(相談できる外部機関も知らせる)

3 いじめへの対応

いじめが確認された場合、機敏にかつ組織的に対応するとともに、必要に応じて関係機関と連携を図り、早期対応・早期解決に全力をつくす。対応の基本を下記の通りとする。

- (1) 発見・通報を受けたときの対応
 - ①発見者はいち早く、学年部会・生徒指導主事・管理職に情報を上げる。
 - ②管理職は直ちに「生徒指導対策委員会」を開催し、必要な情報収集と対応方針を確立する。
 - ③被害・加害生徒および保護者の対応は、学校を上げて組織的に行う。
- (2) いじめを受けた生徒への対応
 - ①心身の苦痛を共感的に理解し、事実関係を把握する。
その際、いじめられた生徒にも責任があるという認識は戒める。
 - ②把握した事実関係は、「委員会」で共有し、保護者との連絡にあたる。
 - ③安心・安全を確保し、「絶対に守りぬく」姿勢を示す。
 - ④安心して学習や生活が出来るよう環境づくりに努める。
 - ⑤個人情報、プライバシーに十分配慮する。
 - ⑥解決したと思われても、継続して十分な注意を払う。
- (3) いじめたとされる生徒への対応
 - ①事実関係を聴取し、いじめの事実の有無を確認する。
 - ②確認した事実関係は、「委員会」で共有し、保護者との連絡にあたる。
 - ③いじめは、「許されない行為」であることを理解させる。
 - ④状況に応じて、個別指導や出席停止などの措置を行う。
 - ⑤個人情報、プライバシーに十分配慮する。
- (4) いじめが起きた集団への働きかけ
 - ①いじめを見て知っていた生徒にも、自分の問題としてとらえさせる。
 - ②誰かに知らせる勇気を持つよう指導する。
 - ③見て見ぬふりをする行為やはやし立てる行為は、いじめを助長する行為であることを理解させる。
 - ④いじめ問題を考えさせ、根絶への意識を高める。
- (5) 家庭との連携
 - ①被害・加害生徒の保護者との対応は、原則として複数であたる。
 - ②保護者からの要望などに関しては、組織的に検討することとし、期日などを明示して回答するなど誠意を持って対応にあたる。
 - ③相談・連絡など対応の窓口を一本化する。
- (6) 関係機関との連携
 - ①いじめを確認した際は、教育委員会に速やかに報告する。
 - ②状況に応じて、心理や福祉などの専門家、警察等と連携を図る。
関係機関の一覧を明確にしておく。

組織的ないじめ対応の流れ



4 ネット上のいじめへの対応

携帯やスマホなどの普及により、ネット上で、特定に生徒を中傷したり個人情報を書き込んだりするなどのいじめが増加している状況を踏まえ、下記の通り対策を講じる。

- (1) 学年に応じた情報モラル教育を行う。(道徳の時間などの活用)
- (2) 携帯・スマホ教室の実施
- (3) 保護者に対するフィルタリング啓発活動
- (4) PTA研修会等での学びあい
- (5) ネットパトロール
- (6) 法務局・警察などとの連携

5 教職員研修等

学校におけるいじめの未然防止や早期発見・早期対応が適切に行われるよう、教職員の資質向上を図る。

- (1) 計画的な校内研修の中に「いじめ防止」の内容を組み込む。
- (2) 稚内市教育研究会の活動や小中高連携の中で情報交流と学習を行う機会を設ける。

- (3) 市内の生徒指導連絡協議会での情報交換
- (4) 局が主催する生徒指導研究協議会の還流
- (5) 各種研究会・研修会の還流

6 年間計画

学校におけるいじめの未然防止や早期発見・早期対応が適切に行われるよう、年間を通じて計画的に行い、実践検証が図られるよう、より実効性の高い取組を展開する。

月	主な行事予定	未然防止	早期発見	ネットいじめ	教員研修	検証計画
4	入学式	学級づくり	二者面談	ネットパトロール (以降毎月)	校内研修 (以降随時)	
5	教育相談	道徳：友情	教育相談	所有調査		
6	運動会		アンケート	ネット指導		アンケート
7	終業式	人権教室 夏休みの指導	三者面談	ネット教室		学校評価
8	始業式	道徳：寛容な心				
9	修学旅行（中3） 酪農体験（中2） ウォークラリー（中1）					
10	稚中祭					
11		子ども地区会議 道徳：いじめ	三者面談 アンケート			アンケート
12	終業式	冬休みの指導	教育相談			学校評価
1	始業式	道徳：感謝の心				
2			アンケート			
3	卒業式 修了式	春休みの指導				

7 相談・通報 窓口

稚内市立稚内中学校 【0162-23-2354】 教頭まで

8 いじめの防止等の対策のための組織

I 役割

- (1) 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・改善
- (2) いじめの相談・通報窓口
- (3) いじめの疑いに係わる情報や生徒の問題行動などに係わる情報の収集と記録、共有
- (4) いじめの疑いに係わる情報があったときの組織的な対策案の作成

II 組織

- (1) 名称 「生徒指導対策委員会（いじめ防止委員会）」
- (2) 構成員

委員長：校長～委員会を統括する

事務局長：教頭～委員会運営の中心的な役割を担い、保護者との窓口・対応の責任を担う。

次長：生徒指導主事～事務局長の指導のもと、情報収集・分析、対応方針等を提起する。

委員：当該担任～指導部長の指導のもと、生徒の指導、保護者の対応を行う。

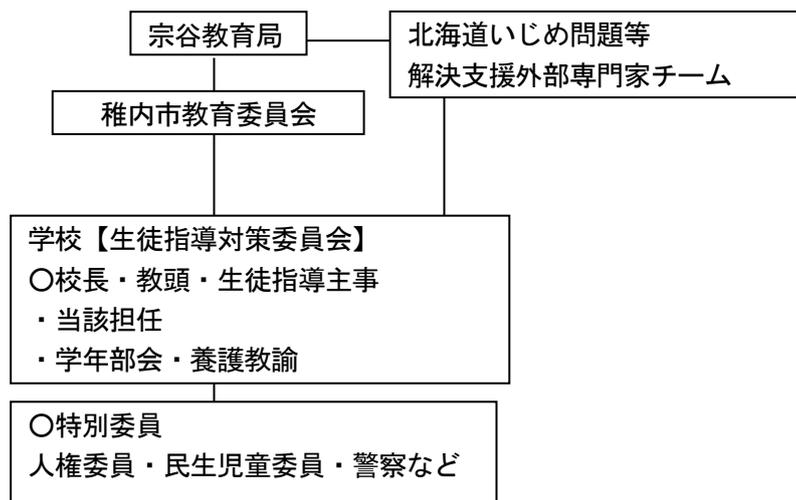
学年部会～当該担任と同じ。

養護教諭～必要な情報の提供、対応方針の補強を行う。生徒・担任のフォローにあたる。

特別委員：必要に応じて、人権委員・民生児童委員・警察などの外部専門家の参加要請を行い、委員会機能を強化する。

その他：深刻かつ重大な事態の場合は、宗谷教育局の指導の下、「北海道いじめ問題等解決支援外部専門家チーム」の支援を要請する。

(3) 組織図



III 重大事態への対応

1 重大事態発生時の対応の基本

(1) 重大事態が発生した際は、速やかに教育委員会に報告するとともに、教育委員会の指導及び支援のもと、組織を設け、質問票の使用、その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

(2) 重大事態の押さえ

①いじめにより生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めたとき

- ・生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

②いじめにより相当の期間（年間 30 日を目安）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めたとき

(3) 重大事態対応フロー図（別紙）

IV その他（参考資料等）

- 1 早期発見に向けたチェックリスト
- 2 重大事態対応フロー図
- 3 いじめの未然防止モデルプログラム

早期発見に向けたチェックリスト（学校用・家庭用）

■ いじめの早期発見に向けて、以下の視点で児童生徒を観察し、児童生徒が発信する小さなサインを見逃さないようにしましょう。気になる児童生徒の情報は、「学校いじめ対策組織」に報告しましょう。

【学校用】

いじめの早期発見のためのチェックリスト

記入日：令和 年 月 日

記入者：

次の項目に当てはまる児童生徒がいる場合には、横に名前を記載してください。

日常の行動や様子等

- 遅刻・欠席・早退が増えた。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・〔 〕
- 保健室などで過ごす時間が増えた。又は、すぐに保健室に行きたがる。・・・・〔 〕
- 用もないのに職員室や保健室の付近でよく見かける。又は訪問する。・・・・〔 〕
- 教職員の近くにいたがる。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・〔 〕
- 登校時に、体の不調を訴える。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・〔 〕
- 休み時間に一人で過ごすことが多い。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・〔 〕
- 交友関係が変わった。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・〔 〕
- 他の子の持ち物を持たされたり、使い走りをさせられたりする。・・・・・・〔 〕
- 表情が暗く（さえず）元気がない。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・〔 〕
- 視線をそらし、合わそうとしない。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・〔 〕
- 衣服の汚れや擦り傷、傷み等が見られる。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・〔 〕
- 持ち物や掲示物等にいたずらされたり、落書きされたり、隠されたりする。・・〔 〕
- 体に擦り傷やあざができていることがある。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・〔 〕
- けがをしている理由を曖昧にする。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・〔 〕

授業や給食の様子

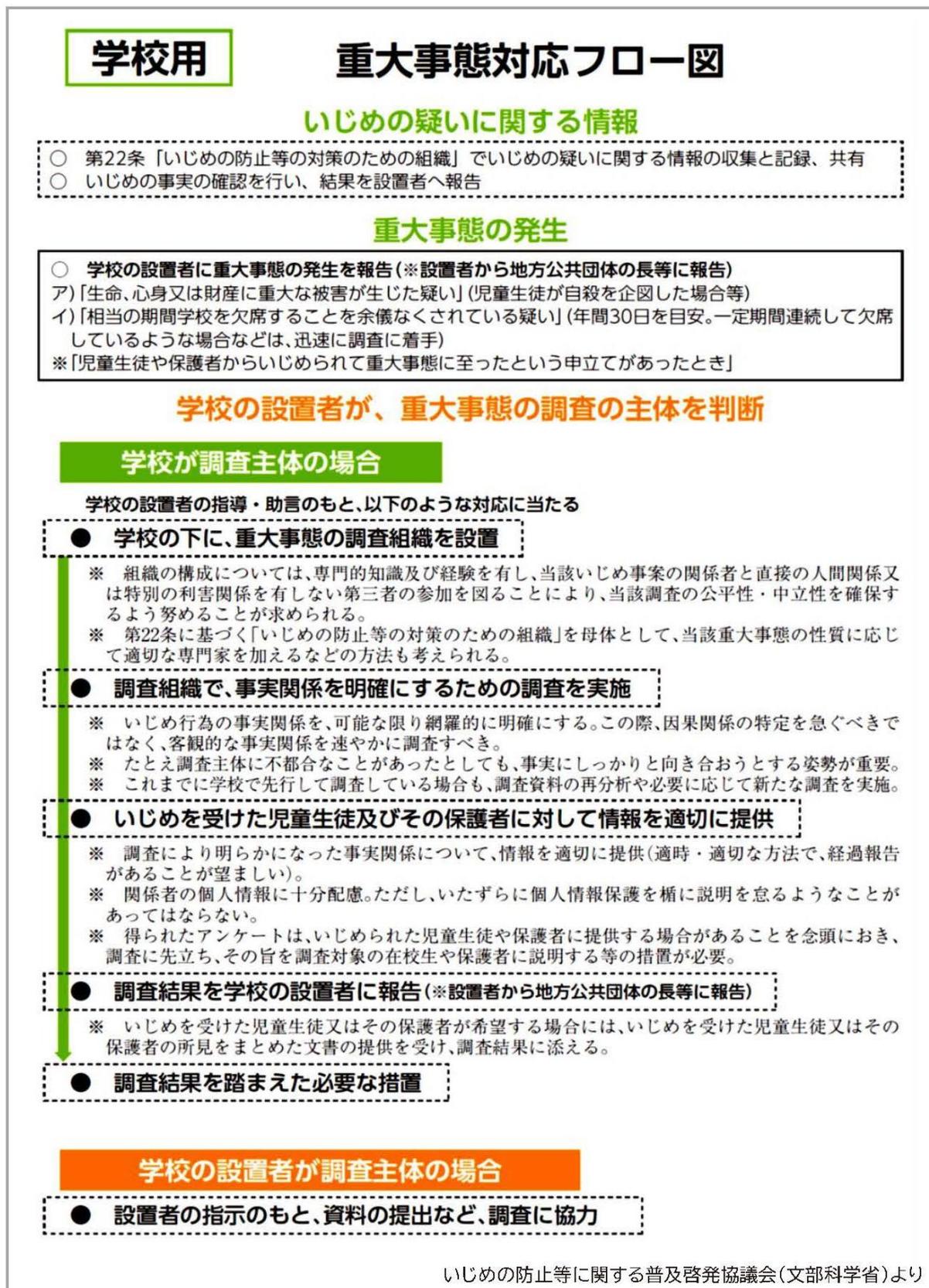
- 教室にいつも遅れて入ってくる。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・〔 〕
- 学習意欲が減退したり、忘れ物が増えたりしている。・・・・・・・・・・・・・・〔 〕
- 発言したり、ほめられたりすると冷やかしかやからかいがある。・・・・・・〔 〕
- グループ編成の際に、所属グループが決まらず、孤立する。・・・・・・・・・・・・〔 〕
- グループを編成すると机を離されたり避けられたりする。・・・・・・・・・・・・〔 〕
- 給食の際に配膳されなかったり、量を減らされたりする。・・・・・・・・・・・・〔 〕
- 食事の量が減ったり、食べなかったりする。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・〔 〕

放課後の様子

- 清掃時間に一人だけ離れて掃除している。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・〔 〕
- ゴミ捨てなどいつも人の嫌がる仕事をしている。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・〔 〕
- 一人で下校することが多い。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・〔 〕
- 一人で部活動の練習の準備や後片付けをしている。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・〔 〕
- 部活動を休み始め、急に部活動を辞めたいなど言い出す。・・・・・・・・・・・・〔 〕
- 部活動の話題を避ける。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・〔 〕

いじめ重大事態への対応フロー図

- 次のフロー図は、重大事態が発生したときの対応の流れです。重大事態が発生してから対応の流れを確認するのではなく、事前に各種会議や校内研修等で共通理解を図りましょう。



いじめ未然防止モデルプログラム

～「モデルプログラム」を活用した 学校独自の未然防止プログラムの作成に向けて～

北海道教育委員会（平成28年3月）

http://www.dokyoj.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ssa/ijime_modelprogram.htm



いじめを減らしていく上で成果を上げているのが、「いじめを生まない」という未然防止の発想に立った取組です。児童生徒が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくり、学校づくりを行うことが未然防止の基本となります。

北海道教育委員会では、このことを踏まえ、学校におけるいじめの未然防止の取組の充実を図るため、平成26年度から「いじめ未然防止モデルプログラム作成委員会」を設置し、各学校の参考となる「モデルプログラム」づくりの取組を進めています。この度、2年間の成果を取りまとめた「いじめ未然防止モデルプログラム【平成28年3月版】」を作成しました。

1 「いじめ未然防止モデルプログラム」とは

「いじめ未然防止モデルプログラム」（以下「モデルプログラム」という。）は、道内の小学校、中学校及び高等学校（平成26年度、平成27年度ともに計43校）の指定校等の取組事例を踏まえ、各学校がいじめの未然防止の取組を進める際の参考となる資料として作成したものです。

「モデルプログラム」の特徴

- ①いじめの未然防止を考える際の観点として「居場所づくり」「絆づくり」「環境づくり」という3観点を設定するとともに、学校の教育活動を4項目に分類し、「3観点」「4項目」に応じた取組を掲載したこと。
- ②小学校、中学校及び高等学校それぞれに応じた取組を掲載したこと。
- ③いじめの未然防止の取組全体を俯瞰できるように、取組の観点・項目間の関連や全体の構成を把握することができる「活動（例）のマトリクス」、年間の取組の位置付けが分かる「年間の取組計画（例）」を掲載したこと。
- ④活動の具体的な内容が分かる「活動例」「主な活動（概要）」を掲載したこと。

「モデルプログラム」の構成

- 第1部：平成26年度の指定校等の取組を踏まえ、学校種別に参考となる取組を掲載。
- 第2部：平成27年度の指定校それぞれが実践している取組を掲載。
青少年教育施設と連携した取組（社会教育と連携したプログラム）を掲載。
- 第3部：いじめの未然防止、早期発見・早期対応に関する参考資料を掲載。



【表紙】

いじめ未然防止モデルプログラム【平成28年3月版】



2 いじめの未然防止を考える際の「3 観点」とは

いじめを起こりにくくする（未然防止）ためには、「自尊感情」「自己有用感」「規律」「学習意欲」を育むことが重要であることから、いじめの未然防止の活動を、次の3観点で分類しています。

①居場所づくり

すべての児童生徒が安心でき、他者から認められている、自分が必要とされる存在であると感じ、落ち着いて学べる場をつくること、学級や学校を落ち着ける場所にしていくことで、児童生徒のストレスや感情をコントロールする力、自己存在感・自尊感情を高めることを目指す取組

主体は教職員

②絆づくり

日々の授業や行事等において、すべての児童生徒が互いの違いを認め合い、支え合い、他者とのかかわり、他者の役に立っていると感じながら、主体的に取り組む共同的な活動を通して、活躍できる機会をつくることで、児童生徒の自己有用感の向上、人間関係を形成する力や社会性の育成を目指す取組

主体は児童生徒

③環境づくり

すべての児童生徒が安心して落ち着いて主体的に学習や生活を送ることができる学習環境、教室・学校環境を整備することで、児童生徒の自己実現を図る自己指導能力の育成、児童生徒が学校生活を営む上で必要な規範意識の向上を目指す取組

主体は教職員、児童生徒

3 学校の教育活動の「4 項目」とは

いじめの未然防止に向けた組織的・計画的・継続的な活動を効果的に進めるため、「モデルプログラム」では、いじめの未然防止の活動を、学校の教育活動という点から、次の4項目で分類しています。

ア 道徳、総合的な学習の時間、特別活動等の教科・領域の関連を図ったプログラム

イ 子ども会議等の児童会・生徒会活動との関連を図ったプログラム

ウ 社会教育（家庭や地域）と連携した体験活動との関連を図ったプログラム

エ （その他）道徳教育・人権教育・情報モラル教育等との関連を図ったプログラム

4 「活動のマトリクス」「年間の取組計画」「活動例」「主な活動(概要)」とは

「モデルプログラム」では、学校種（小学校、中学校、高等学校）ごとに、次の様式を用いて、いじめの未然防止の取組を提示しています。

